

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定（第2種施設に係る部分に限る。）は平成23年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第20条第1項の規定による認定を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第2項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定により認定の申請があった場合には、施行日前においても、第20条第1項の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、同項の規定の例により認定を受けたときは、施行日において同項の規定により認定を受けたものとみなす。

(検討)

- 4 知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「施行規則」

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項から第5項までの規定 平成21年8月1日
 - (2) 第1条第1項第6号及び同条第2項並びに第10条から第13条までの規定（第2種施設に係る部分に限る。） 平成23年4月1日

【趣旨】

本則に付随する必要事項を定めるものである。

【解説】

1 施行期日（第1項）

本条例は、原則として平成22年4月1日に施行するものであるが、一部の規定については、次のとおり施行期日が異なるので留意する。

- (1) 第2種施設に係る罰則規定 平成23年4月1日

既に禁煙環境の整備が図られている第1種施設に比して、第2種施設における受動喫煙防止対策は遅れており、また、第2種施設には多様な営業形態が含まれており、利用者への喫煙に対する認識も様々である。

このため、本条例による規制を円滑に実施する観点から、この点について配慮することとし、第2種施設に係る罰則規定については、規制の施行から1年経過後に施行することとしたものである。

- (2) 適用除外認定施設の認定手続 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日

第20条第1項の適用除外認定施設の認定手続を円滑に実施するため、原則の施行日前から認定申請を受け付けることとし（附則第2項）、施行日前においても認定できることとしたため（附則第3項）、これらの経過措置の規定を、原則の施行日前の平成21年8月1日から施行することとしたものである。

2 経過措置（第2項及び第3項）

- 1 (2)の解説を参照のこと。

3 見直し規定（第4項）

受動喫煙を巡る環境は、ここ数年で著しく変化しており（第1条の解説を参照のこと）、今後も、受動喫煙の健康リスクに対する社会的認識が高まりや、このことに伴う喫煙率の低下など、その変化が加速していくことが予想されている。

このため、本条例の見直しについては、今後の社会情勢に応じて受動喫煙防止対策をなお一層推進していく観点から、通例では5年であるところ、施行日から3年ごとに見直しをすることとしたものである。

したがって、本条例の見直しは、受動喫煙を巡る環境の変化や社会的要請に適切に対応しつつ（立法事実）、施行状況（本条例の定着状況、規制の遵守状況等）について、別に設ける検討組織（県民、有識者等で構成）において検討を加えた上で、必要な見直しを行う。